



勤労ふじさわ



発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

本紙のデザインはJOBチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。



7月から障がい者の法定雇用率が 引き上げられました

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。7月から民間企業の法定雇用率が以下のとおり引き上げられました。

今一度、雇用義務の有無について確認しましょう。

民間企業の 法定雇用率

令和5年度～ 令和6年4月～ 令和8年7月～

2.3% 2.5% **2.7%**

対象となる企業規模 (従業員数)

43.5人以上 40.0人以上 **37.5人以上**

障がい者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障がい者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

事業主に向けた障がい者雇用の支援金や助成金の制度があります。

詳しくはこちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html



「義務」から「戦力」へ！先輩企業の事例から学ぶ！

令和8年度企業向け障がい者雇用セミナーを開催します！

既に障がい者を雇用されている企業2社をお呼びして、工夫している点や仕事の切り出し方等についてお話しいたします。ぜひご参加ください！

日時	10月2日（金） 午後2時～4時	お申し込み ・詳細は こちら→	
会場	藤沢市役所本庁舎8階 8-1、8-2会議室		
問い合わせ	湘南障害者就業・生活支援センター TEL:0466-30-1077		

働くな 藤沢で。

あなたの「力」と企業の「成長」が出会う場所
ふじさわ合同就職面接会の参加企業を募集します！

日 時：11月16日（月）午後1時30分～午後4時30分
会 場：藤沢商工会館ミナパーク 6階多目的ホール
参 加 費：無料
申 込方法：e-kanagawa電子申請から

https://dshinsei.ekanagawa.lg.jp/142051u/offer/offerList_detail?tempSeq=127511



参加条件など詳しくは同封のチラシをご確認ください。

もう1人いれば... の悩みに終止符を！この機会をお見逃しなく！

【問い合わせ】藤沢市産業労働課労政担当 TEL：0466-50-8222



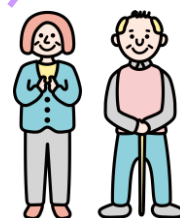
参加費無料！ 学生・未経験者の方も歓迎！
藤沢市で「介護のしごと」はじめてみませんか？



藤沢市 介護のしごと

説明会

面接会



開催日

9月3日（木）

時間

午後2時～午後4時（受付は午後3時30分まで）

会場

湘南台市民センター 地下1階ホール

藤沢市湘南台1-8（湘南台駅東口から徒歩5分）

午後1：45～ 受付開始

午後2：00～ ガイダンス&
企業PRタイム
個別面談&面接

午後4：00 閉会予定

（最終受付 午後3：30まで）

- ・ 申込不要！
- ・ 服装自由！
- ・ 途中参加OK！
- ・ 持ち物不要



※履歴書をご持参の方は面接までスムーズです。
※個別面談いただいた方は雇用保険の求職活動実績になります。

<主催> 藤沢市

<共催> ハローワーク藤沢

【問い合わせ】藤沢市介護保険課 TEL:0466-50-8270



神奈川県賃金アップ支援金

神奈川県は、物価高騰などによりコスト負担が重くなる中であっても、一定額以上の賃金の引上げを行った事業者に対し、「神奈川県賃金アップ支援金」を交付しています。

交付対象となる従業員

県内事業所に勤務する雇用保険被保険者又はこれに準ずる者、かつ、引上げ前の1時間当たりの賃金※が1,500円未満の者

※最低賃金法(昭和34年法律第134号)第4条において支払わなければならないこととされている賃金の計算方法により算出されたもの

従業員一人当たりの交付額 及び交付上限額等	引上げ額 (申請区分)	従業員一人 当たりの 交付額	交付上限額(交付上限となる従業員数)
	50円以上 (申請区分1)	5万円	1事業者当たり 250万円 (50人) 複数の事業所を有する事業者については、1事業所当たりの従業員が50人を超えない範囲で合算することを条件に、1事業者当たり最大1,500万円(300人)
	100円以上 (申請区分2)	10万円	1事業者当たり 500万円 (50人) 複数の事業所を有する事業者については、1事業所当たりの従業員が50人を超えない範囲で合算することを条件に、1事業者当たり最大3,000万円(300人)

申請期間 12月4日(金)まで

※ただし、予算額に達した時点で申請受付を終了します

<https://r8chinginup.pref.kanagawa.jp/>



年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。
正社員・パートタイム労働者・シフト制労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たしている全ての労働者に、年次有給休暇は付与されます。

①半年間継続して雇われている ②全労働日の8割以上を出勤している
⇒この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

年次有給休暇の計画的付与制度の詳細はこちら



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/planned-granting/>

時間単位年次有給休暇の詳細はこちら



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/holiday/time-unit.html>

かながわ労働局の「働き方・休み方改善コンサルタント」が、電話相談や個別訪問により、働き方・休み方改善のためのアドバイスを行い、会社のワーク・ライフ・バランスの実現をお手伝いします。

相談等は無料です。お気軽にかながわ労働局雇用環境・均等部までお問合せください。

TEL: 045-211-7380

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>





藤沢市緊急経済対策 中小企業利子補給事業のお知らせ

藤沢市では、国の重点支援地方交付金を活用して、中東情勢等の影響を受ける市内中小企業等を支援するため、対象融資を借り入れた際の利子に対して補助金を交付します。

(1) 対象融資	神奈川県中小企業制度融資の「原油・原材料高騰等対策特別融資」
(2) 対象者	藤沢市に主たる事業所を有する中小企業者等 ※市税に滞納がないことなどの条件があります。
(3) 利子補給率	100%（補給上限額30万円）
(4) 利子補給対象期間	令和8年4月～令和8年12月（利子払込期間） ※令和8年4月以降、新たに融資実行されたもの
(5) 申請方法	対象者には、令和8年12月以降順次申請書を送付します。 ※金融機関発行の利子払込証明書を添付して申請してください。
(6) 支給時期（予定）	令和9年3月以降指定の口座へ振込予定

【問い合わせ】

藤沢市産業労働課 商業・総務担当
TEL:0466-50-3530（直通）
（平日 午前8時30分～午後5時）

制度の詳細はこちら👉

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shokogyo/yushi/rishihokyu_kinkyu.html



※神奈川県中小企業制度融資

問い合わせ 神奈川県産業労働局金融課（金融相談窓口）
TEL:045-210-5695（平日 午前9時～午後5時）

神奈川県中小企業制度融資の詳細はこちら👉

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/>



特定計量器の定期検査のお知らせ

特定計量器の定期検査について

「取引または証明」に使用している「計量器（はかり）」は、県知事が2年に1度実施する定期検査を受けることが計量法で義務づけられています。対象となる計量器を使用されている事業者等は、必ずこの検査を受けてください。

◆ 対 象 ◆

- 商店等で商品の売買に使用する計量器
- 病院・薬局等で調剤用に使用する計量器
- 学校・幼稚園・保育園・病院等で身体検査に使用する計量器
- 運送業者等が貨物の運賃算出等に使用する計量器
- 農作物・水産物等の売買・出荷等のために使用する計量器
- 工場・事業場等で原材料購入・製品販売・出荷のために使用する計量器

◆検査期間 2026年9月28日（月）から2027年3月26日（金）まで

◆検査方法 （公社）神奈川県計量協会の職員が個別に巡回し検査を行います。

◆手数料 1台につき500円から3,000円程度

※8月上旬に、計量器のご使用状況について調査票の送付を予定しております。

調査票を受領された事業者等は回答にご協力ください。また、対象となる計量器を使用している方で、2年に1度実施されている定期検査をこれまで受けたことがない方はご連絡ください。

◆問い合わせ◆

藤沢市 産業労働課 商業・総務担当
TEL:0466-50-3530（直通） FAX:0466-50-8419
（平日 午前8時30分～午後5時）

特定計量器の定期検査の詳細はこちら👉

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/sangyo/keryo/keryokikensa.html>

